

## 『愚子見記』における尺度論の成立過程について

○正会員 麓 和善 \*

同 渡辺勝彦 \*\*

## 序

『愚子見記』(法隆寺蔵、西岡家保管)は、京都御大工頭中井家配下の棟梁今奥政隆によって著わされた。

全9冊で構成され、そのうち第8冊「算數度量」の第1項から第5項まで、および第9冊「諸積」の第1項から第7項までには、数の概念や面積・体積の算定など、建築積算技術の数学的基準が記されており、その背景には和算家による積算技術の発達があることを先に指摘した(注1)。

本稿は、それに続くものとして、同じく第8冊所収の尺度に関する項、すなわち「六、寸尺起度 付是尺用ル代之年数」(第6項)および「十、黃鍾生度 抜書一冊」(第10項)の記述内容を検討し、その成立過程を明らかにするものである。

## 1. 尺度に関する記述内容

## 1) 「六、寸尺起度 付是尺用ル代之年数」

前半は、縦黍尺(古律尺・黃帝の尺・宋尺)・横黍尺(舜帝の尺・夏尺・古度尺・唐尺)・斜黍尺(周の景王の尺・漢尺)・商尺(曲尺・營造尺・大尺)・周尺(小尺)・漢尺・鷹秤・鈔尺(大明裁衣尺)・銅尺(大明量地尺)・南呉尺・唐の南呉尺(闇浮の通尺)・魏周尺・魯周尺・呉服尺・鯨尺・姫周尺、以上の各種尺度に関する記述である。その内容は、黃鍾調の笛の長さ、および黍の長さを基準に、それらの尺度がどのように定められているか、また夏尺あるいは曲尺に換算するといふにあたるかなどの説明である。

後半は、前半に対する注釈的性格をもつ。すなわち、それらの尺度を用いた黃帝から太明太祖皇帝(朱元璋)までの中国歴代皇帝の説明、およびその時代から延宝8年(1680)迄が何年になるかなどが記されている。

## 2) 「十、黃鍾生度 抜書一冊」

目録の表題では上記のとおりとなっているが、本文の内容はさらに「黃鍾生度量」・「黃鍾生衡」も含まれ、度量衡全般に及んでいる。

本稿で取り扱う尺度についての記述内容をみると、まず最初に、第6項と同じく中国歴代の尺度に関する説明があり、続いて蔡元定の説や『説文』・『礼記』他の諸説を引用して、単位(尺・丈・引・尋・常など)や各種尺度における1歩の長さ、および各尺度間の換算などに関する説明がある。そして最後にそれらをまとめたものとして、「歩法三種」・「今ノ制三種ノ尺」・「古ノ制三種ノ尺」・「黍法三種ノ尺」が箇条書きされている。

## 2. 記述内容の比較

第6項と第10項の記述内容を比較すると、それぞれの最初に記された中国歴代の尺度に関する説明が、ほぼ一致していることに気付く。第10項の本文を挙げ、第6項と一致する部分を示せば次のとおりである。

一. 歴代ノ尺度皆本ニ諸ノ黃鍾ニ、而モ損益不<sup>ニ</sup>同。

有<sup>フ</sup>以<sup>ニ</sup>黃鍾之長<sup>ヲ</sup>均<sup>ク</sup>作<sup>ニ</sup>九寸<sup>ト</sup>而寸皆九分<sup>上</sup>ナル。此レ黃帝ノ命シ伶倫ニ、始テ造ル律ニ之尺也。是<sup>ニ</sup>名<sup>ニ</sup>古律尺<sup>ト</sup>。又名<sup>ニ</sup>ノ縦黍尺<sup>ト</sup>。選<sup>ニ</sup>中式之秬黍<sup>ト</sup>。一黍之縦、長サニ命シテノ為<sup>ニ</sup>一分<sup>ト</sup>。九分<sup>ト</sup>為<sup>ニ</sup>一寸<sup>ト</sup>。九寸共ニ八十一分、是<sup>ニ</sup>為<sup>ニ</sup>一尺<sup>ト</sup>。  
一. 有<sup>フ</sup>以<sup>ニ</sup>黃鍾之長<sup>ヲ</sup>均<sup>ク</sup>作<sup>ニ</sup>十寸<sup>ト</sup>而寸皆十分<sup>ナル</sup>者<sup>ト</sup>。此ノ舜同スル律度量衡<sup>ヲ</sup>之尺、至マ夏后氏<sup>ニ</sup>未<sup>タ</sup>嘗テ改メ、故ニノ名<sup>ニ</sup>夏尺<sup>ト</sup>。伝ニ日、夏、禹十寸<sup>ヲ</sup>為<sup>レ</sup>尺ト。蓋シ指<sup>ニ</sup>ケラシ此ノ尺<sup>ヲ</sup>也。ノ又名<sup>ニ</sup>古度尺<sup>ト</sup>。又名<sup>ニ</sup>横黍尺<sup>ト</sup>。選<sup>ニ</sup>中式之秬黍<sup>ト</sup>。ノ一黍之横、廣サニ命シテ為<sup>ニ</sup>一分<sup>ト</sup>。十分<sup>ト</sup>為<sup>ニ</sup>一寸<sup>ト</sup>。十寸共ニノ計ニ百分、是<sup>ニ</sup>為<sup>ニ</sup>一尺<sup>ト</sup>。  
一. 有<sup>フ</sup>以<sup>ニ</sup>黃鍾之長<sup>ヲ</sup>均<sup>ク</sup>作<sup>ニ</sup>四段<sup>ト</sup>加<sup>ヘ</sup>出<sup>テ</sup>一段<sup>ト</sup>而為<sup>レ</sup>尺<sup>ト</sup>者<sup>ト</sup>。ノ此レ商之尺也。適ニ当<sup>ニ</sup>夏、尺十二寸五分<sup>ニ</sup>。伝ニ日、成湯ノ十二寸<sup>ヲ</sup>為<sup>レ</sup>尺ト。蓋シ指<sup>ニ</sup>ケラシ此ノ尺<sup>ヲ</sup>也。  
一. 有<sup>フ</sup>以<sup>ニ</sup>黃鍾之長<sup>ヲ</sup>均<sup>ク</sup>作<sup>ニ</sup>五段<sup>ト</sup>減<sup>シ</sup>去<sup>テ</sup>一段<sup>ト</sup>而為<sup>レ</sup>尺<sup>ト</sup>者<sup>ト</sup>。ノ此レ周之尺也。適ニ当<sup>ニ</sup>夏、尺八寸<sup>ニ</sup>。伝ニ日、武王八寸<sup>ヲ</sup>ノ為<sup>レ</sup>尺ト。蓋シ

指<sup>シ</sup>此尺<sup>ト</sup>也。  
 一、有<sup>フ</sup>以<sup>ニ</sup>黃鍾之長<sup>ト</sup>均<sup>ク</sup>作<sup>シ</sup>九寸<sup>ト</sup>外ニ加<sup>ヘ</sup>テ一寸<sup>ト</sup>  
 為<sup>レ</sup>尺<sup>ト</sup>。ノ此<sup>レ</sup>漢<sup>ノ</sup>尺也。 \*

一、唐<sup>ノ</sup>尺<sup>ハ</sup>即<sup>チ</sup>成湯<sup>ノ</sup>尺<sup>ニ</sup>而<sup>ハ</sup>、唐人用<sup>レ</sup>之<sup>ヲ</sup>、故<sup>ニ</sup>又  
 名<sup>ニ</sup>唐尺<sup>ト</sup>。  
 一、宋<sup>ノ</sup>尺<sup>ハ</sup>即<sup>チ</sup>黃帝<sup>ノ</sup>尺<sup>ニ</sup>而<sup>ハ</sup>、宋人用<sup>レ</sup>之<sup>ヲ</sup>、故<sup>ニ</sup>又名<sup>ニ</sup>  
 宋尺<sup>ト</sup>。

右七代<sup>ノ</sup>、尺共<sup>ニ</sup>五種。縱黍之尺<sup>ハ</sup>黃帝<sup>ノ</sup>尺也。

橫黍之尺<sup>ハ</sup>夏<sup>ノ</sup>尺也。斜黍之尺<sup>ハ</sup>漢<sup>ノ</sup>尺也。ノ  
 互<sup>ニ</sup>相<sup>ヒ</sup>考<sup>證</sup>ス。皆有<sup>レ</sup>補<sup>ヒ</sup>於律<sup>ニ</sup>者ナリ。

(ノ印改行、句読点は筆者。——は第6項と記述  
 が一致する部分。ただし、振仮名や漢字が異なる  
 部分はある。~~~~~は第6項と内容がほぼ一致  
 する部分。\*は注4参照。)

以上のとおり、第6項と第10項の記述が一致するこ  
 とから、両者に共通の出典が想定される。

### 3. 出典の検討

度量衡史に関する文献のうち、吳承洛著『中國度量  
 衡史』(注2)のなかの、朱載堉の説が掲出の本文と  
 ほぼ一致する(注3)。

朱載堉は中国明代の人で、律数を極め、その著書には『律学新説』・『律呂精義』他がある。そして、これらの書は、わが国においても江戸時代を通して漢学者の考証の対象となり、荻生徂徠の『度量衡考』や狩谷校斎の『本朝度量權衡攷』などにも引用されている。『本朝度量權衡攷』に記載の、『律学新説』からの引用文には、次のとおり『愚子見記』第8冊第10項の記述と一致する部分がある(注4)。

#### 「黃鍾生<sup>ス</sup>度<sup>ト</sup>」のうち

商<sup>ノ</sup>尺最<sup>モ</sup>大。即<sup>チ</sup>今木匠<sup>ノ</sup>所<sup>レ</sup>用<sup>ル</sup>曲尺也。ノ  
 (中略)去<sup>ニ</sup>ハニ寸<sup>ト</sup>、即<sup>チ</sup>夏<sup>ノ</sup>禹<sup>ノ</sup>之尺。亦夏<sup>ノ</sup>禹<sup>ノ</sup>之尺去<sup>ニ</sup>ハニ寸<sup>ト</sup>、即<sup>チ</sup>周<sup>ノ</sup>武王<sup>ノ</sup>之尺。

#### 「黃鍾生<sup>ス</sup>量<sup>ト</sup>」のうち

成化十五年奏<sup>シ</sup>准<sup>ス</sup>鑄成<sup>ス</sup>斛<sup>ト</sup>法。依<sup>テ</sup>宝源局<sup>ノ</sup>  
 量地尺<sup>ト</sup>、(中略)深<sup>サ</sup>一尺二寸八分、厚<sup>サ</sup>四分。

および

算法依<sup>テ</sup>宝源局尺量、置斛口内方九寸、自<sup>ノ</sup>乗得八  
 十一寸、(中略)民間俗伝算術多以二千五百為斛  
 法者、疑術士之杜撰也。

#### 「黃鍾生<sup>ス</sup>衡」のうち

臣<sup>ノ</sup>家<sup>ニ</sup>有<sup>ハ</sup>漢錢數十枚。凡<sup>テ</sup>若干種、每種雖度

數八寸彷彿<sup>ハウヒツ</sup>タリト、而<sup>ハ</sup>厚薄輕重不<sup>レ</sup>匀<sup>ラ</sup>。 (中略) 大率漢之一兩<sup>ハ</sup>、惟<sup>ノ</sup>有今之三錢半強<sup>ト</sup>。

(ノ印改行、句読点は筆者。傍点部は『本朝度量  
 權衡攷』に記述がない部分。)

### 結

以上、『愚子見記』第8冊第6項および第10項にみられる尺度に関する記述の成立過程について明らかにした。すなわち、第10項のちとになっているのは朱載堉の『律学新説』であり、さらにその中の尺度に関する部分だけを取り挙げ、これに我国の呉服尺や鯨尺などの説明を加え、またそこに記された中国歴代皇帝やその時代についての注釈などを加えたものが第6項である。そしてその書写年代は、第6項に「延宝八迄〇〇年」と記されていることから延宝8年(1680)と考えられる(注5)。

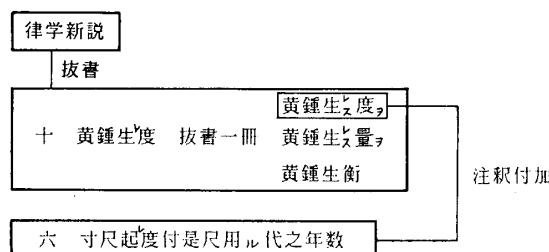


図 『愚子見記』と『律学新説』の関係

### 注

1) 織和善・渡辺勝彦・内藤昌「初期和算書における建築積算技術」日本建築学会論文報告集363 昭和61年5月予定。

2) 吳承洛著、程理濬修訂『中國度量衡史』商務印書館 1957年

3) ただし、返り点・振仮名等はなく、字が異なる部分もある。また、5段目と6段目の間(＊の部分)には「有以黃鍾之長均作八寸、外加二寸为尺、此唐尺也。有以黃鍾之長均作八十一分、外加十九分为尺、此宋尺也。」との記述があつたり、最後の段においては「七代尺共五種、互相考証皆有补干律也。縱黍之尺 ...」と文節の順序が異なっていたりする(傍点部分)。

4) 狩谷校斎『本朝度量權衡攷』は『日本古典全集』所収本にて対照した。和文に読み下されており、漢文のまま引用されていたりするため振仮名等の異なる部分がある。

5) 第8冊の他の項には、天和2年(第8・9項)、貞享元年(第12項)、貞享2年(第7項付箋)の年紀もあり、第8冊が現状本の構成となつたのは貞享1・2年頃と考えられる。しかし、その表紙見返しには現状目録と異なる目録があり、それには現状の第8・9・11~13項がなく、第7項の次に現状の第10項が記されている。また第10項本文見出しは「八」を抹消して「十」に変えている。したがって、表紙見返しにある目録の構成であった時期があり、それは、延宝8年から天和2年までの間と推定される。この詳細は、改めて報告する予定である。

\* 文化財建造物保存技術協会・工修

\*\* 名古屋工業大学助教授・工博